

平成30年度 喀痰吸引等研修 開催要項

1. 目的 介護職員等による喀痰吸引等の制度化に伴い、対象施設（事業所）及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。
2. 実施主体 長崎県
3. 研修期間 平成30年9月25日～平成31年3月8日
（日程の詳細は、「別添1 日程表」参照）
4. 研修会場 長崎会場 : 長崎県農協会館 長崎市出島町1-20
長崎県勤労福祉会館 長崎市桜町9-6
諫早会場（演習） : ながさき看護センター 諫早市永昌町23-6
5. 研修内容 「別添1 日程表」参照
6. 募集人員 100名予定
7. 受講対象者 「別添2 研修概要」3.（2）参照
8. 資料代 2,000円
（研修テキスト及び演習時消耗品代として、各会場の研修初日に徴収）
9. 修了証書 研修の修了状況に合わせて、下記の修了証書を交付する。
○基本研修（講義・筆記試験・演習）が修了した者には、県福祉保健部長より「基本研修修了証書」を交付する。（研修の途中段階）
○上記研修修了後、実地研修（各事業所等での実技）を修了した者には、県知事より「修了証明書」を交付する。（研修修了）
10. 申込手続 「別紙1 喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）受講申込書」により、県長寿社会課で申込を受け付ける。
11. 受講決定 受講者の決定については、受講決定者のみ、所属事業所あてFAX又は郵便により通知する。
なお、申込者数多数の場合の受講者決定方法については、「別添3 注意事項」3の方法により決定する。
12. 申込期限 平成30年7月31日（火）必着
13. 申込先 長崎県長寿社会課（FAX可 FAX：095-895-2576）
〒850-8570 長崎市尾上町3-1（介護人材確保推進班 水久保）

平成30年度 指導者講習伝達講習 開催要項

1. 目的 介護職員等による喀痰吸引等の制度化に伴い、対象施設（事業所）及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成するのに必要となる、講師及び指導看護師を養成する。
2. 実施主体 長崎県
3. 講習期間 平成30年11月7日（水）～8日（木）
（時間等詳細は、「別添4 指導者講習伝達講習」日時、及び会場参照）
4. 講習会場 ながさき看護センター 諫早市永昌町23-6
5. 講習内容 「別添4 指導者講習伝達講習」講習プログラム参照
6. 募集人員 50名予定
7. 受講対象者 「別添5 指導者講習伝達講習 概要」3.（2）参照
8. 資料代 2,000円
（講習テキスト及びグループ演習時消耗品代として、各会場の講習初日に徴収）
9. 修了証書 講習を修了した者には、県知事より「修了証書」を交付する。
10. 申込手続 「別紙2 指導者講習伝達講習 受講申込書」により、県長寿社会課で申込を受け付ける。
11. 受講決定 受講者の決定については、受講決定者のみ、所属事業所あてFAX又は郵便により通知する。
なお、申込者数多数の場合の受講者決定方法については、「別添3 注意事項」3の方法により決定する。
12. 申込期限 平成30年7月31日（火）必着
13. 申込先 長崎県長寿社会課（FAX可 FAX：095-895-2576）
〒850-8570 長崎市尾上町3-1（介護人材確保推進班 水久保）

平成30年度 喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）日程表

講義（8日間）

日時（※案）		内容（大項目）	（中項目）	時間	研修会場
9/25 （火）	9:30～9:50	開校式	9:00 受付開始、9:30 までに集合		長崎県農協会館 （長崎市出島町1-20）
	10:00～11:30	1 人間と社会	1)～3)	1.5	
	11:40～12:40	2 保健医療制度とチーム医療	1) 保健医療に関する制度	1.0	
	13:30～14:30	2 保健医療制度とチーム医療	2)～3)	1.0	
	14:40～17:20(途中10分休憩)	4 清潔保持と感染予防	1)～4)	2.5	
9/26 （水）	9:00～10:00	5 健康状態の把握	1) 身体・精神の健康	1.0	長崎県農協会館 （長崎市出島町1-20）
	10:10～11:40		2) 健康状態を知る項目（バイタルサインなど）	1.5	
	11:50～12:20		3) 急変状態について	0.5	
	13:10～17:30 (途中10分×2回休憩)	3 安全な療養生活	1) たんの吸引や経管栄養の安全な実施 2) 救急蘇生法	2.0 2.0	
10/29 （月）	9:00～10:30	6 高齢者及び障害児・者の 「たんの吸引」概論	1) 呼吸のしくみとはたらき	1.5	長崎県勤労福祉会館 （長崎市桜町9-6）
	10:40～11:40		2) いつもと違う呼吸状態	1.0	
	13:00～14:00		3) たんの吸引とは	1.0	
	14:10～16:20(途中10分休憩)		4) 人工呼吸器と吸引	2.0	
10/30 （火）	9:00～10:00	6 高齢者及び障害児・者の 「たんの吸引」概論	5) 子どもの吸引について	1.0	長崎県勤労福祉会館 （長崎市桜町9-6）
	10:10～10:40		6) 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5	
	10:50～11:50		7) 呼吸器系の感染と予防（吸引と関連して）	1.0	
	13:00～14:00		8) たんの吸引により生じる危険、事後の安全確認	1.0	
	14:10～16:20(途中10分休憩)		9) 急変・事故発生時の対応と事前対策	2.0	
	16:30～17:30	7 高齢者及び障害児・者の 「たんの吸引」実施手順解説	4) 報告及び記録	1.0	
11/26 （月）	9:00～10:00	7 高齢者及び障害児・者の 「たんの吸引」実施手順解説	1) たんの吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0	長崎県農協会館 （長崎市出島町1-20）
	10:10～12:20(途中10分休憩)		2) 吸引の技術と留意点	2.0	
	13:10～16:20(途中10分休憩)		2) 吸引の技術と留意点	3.0	
	16:30～17:30		3) たんの吸引に伴うケア	1.0	

日時		内容 (大項目)	(中項目)	時間	研修会場
11/27 (火)	9:00~10:30	8 高齢者及び障害児・者の 「経管栄養」概論	1) 消化器のしくみとはたらき	1.5	長崎県農協会館 (長崎市出島町1-20)
	10:40~11:40		2) 消化・吸収とよくなる消化器の症状	1.0	
	12:40~13:40		3) 経管栄養とは	1.0	
	13:50~14:50		4) 注入する内容に関する知識	1.0	
	15:00~16:00		5) 経管栄養実施上の留意点	1.0	
	16:10~17:10		6) 子どもの経管栄養について	1.0	
12/10 (月)	9:00~10:00	8 高齢者及び障害児・者の 「経管栄養」概論	7) 経管栄養に関する感染と予防	1.0	
	10:10~10:40		8) 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5	
	10:50~11:50		9) 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0	
	13:00~14:00		10) 急変・事故発生時の対応と事前対策	1.0	
	14:10~15:10	9 高齢者及び障害児・者の 「経管栄養」実施手順解説	1) 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0	
	15:20~16:50		2) 経管栄養の技術と留意点	1.5	
12/11 (火)	9:00~11:40(途中10分休憩)	9 高齢者及び障害児・者の 「経管栄養」実施手順解説	2) 経管栄養の技術と留意点	2.5	
	12:40~13:40		2) 経管栄養の技術と留意点	1.0	
	13:50~14:50		3) 経管栄養に必要なケア	1.0	
	15:00~16:00		4) 報告及び記録	1.0	
	16:00~16:30	閉講式			
	17:00~18:00	筆記試験			

筆記試験

- ・日 時 12月11日閉講式後 17時試験開始
- ・会 場 講義と同一会場 (長崎県農協会館)
- ・出題方式 客観式問題 (四肢択一)
- ・出題数 30問
- ・試験時間 60分
- ・合否判定 30問中
 - ・27問以上正解で合格
 - ・21問~26問正解の場合は、筆記再試験を実施し再度判定します。
 - ・20問以下の正解の場合は不合格 (再度講義からの受講) となりますのでご注意ください。
- ・合否通知 全受験者に合否を通知 (送付) します。

○ 演 習

※ 下記開催日のうち1日受講し、すべてのケア等の種類ごとの実施回数（下記参照）以上の演習を実施した上で、講師の評価を受けてください。
講師が「手順通りに実施できている」と認めた場合に、演習の修了が認められます。

・演習開催日 平成31年 2月26日（火）～同 3月8日（金）【予定】

※ 特定の日に受講申込が集中した場合は日程調整を行いますので、その際はご了承願います。（1日あたり最大20名程度）

・会 場 ながさき看護センター（諫早市永昌町23-6）

日時	ケア等の種類		実施回数	研修会場
9:00～17:00（終了予定）	1 喀痰吸引	1) 口腔内 2) 鼻腔内 3) 気管カニューレ内部	1)～5)を各5回以上	ながさき看護センター （諫早市永昌町23-6）
	2 経管栄養	4) 胃ろう又は腸ろう 5) 経鼻		
	3 救急蘇生法		1回以上	

○ 実 地 研 修

※すべてのケア等の種類ごとの実施回数（下記参照）以上の実地研修を実施した上で、指導看護師の評価を受けてください。
指導看護師が「手順通りに実施できている」と認めた場合に、実地研修の修了が認められます。

日時	ケア等の種類		実施回数	研修会場
演習修了後随時 （実施時間は実地研修先の 時間による）	1 喀痰吸引	1) 口腔内	10回以上	各実地研修先 （施設、居宅等）
		2) 鼻腔内	20回以上	
		3) 気管カニューレ内部	20回以上	
	2 経管栄養	4) 胃ろう又は腸ろう	20回以上	
		5) 経鼻	20回以上	

平成30年度 喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）概要

1. 目的

介護職員等による喀痰吸引等の制度化に伴い、対象施設（事業所）及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。

2. 実施主体

長崎県

3. 研修内容

- (1) 研修名：平成30年度 喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）
 (2) 対象者：以下の要件を満たす介護職員等（平成28年度以降介護福祉士の資格を取得した者を除く。以下同じ。）であること。

- ① 下記の施設等（順不同）で業務に従事している介護職員等であること。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、特定施設入居者生活介護
 障害者（児）施設等（医療施設を除く）
 居宅サービス事業所（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護）
 地域密着型サービス事業所

- ② 上記の施設等で、不特定多数の者に対して喀痰吸引等を行う者であること。

- ③ 研修課程を修了する見込みがある者。

- (3) 研修期間及び研修会場

別紙日程表のとおり

- (4) 研修内容

- ① カリキュラム

別表第一（又は同第二）の基本研修（講義（筆記試験含む）・演習）、及び実地研修

- ② 研修課程において介護職員等が行うことが許容される医療行為の範囲

ア 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

・口腔内、鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする。

※ 介護職員が同行為を行う前（施設（事業所）の場合は毎朝又は行為実施日の第1回目実施時、居宅の場合は定期的）に、看護職員による観察判断が必要。

イ 経管栄養（胃ろう・腸ろう、経鼻経管栄養）

※ 介護職員が同行為を行う前（施設（事業所）での胃ろう・腸ろうの場合は毎朝又は行為実施日の第1回目実施時、居宅での胃ろう・腸ろうの場合は1日1回以上、経鼻経管栄養の場合は毎回実施前）に、看護職員等による観察判断と、経鼻経管栄養のチューブの挿入状態の確認が必要。

- ③ 修了認定基準

ア 講義：筆記試験で一定の基準（総正答率9割以上）に達していること。

イ 演習：別表第一（及び同第二）に示すすべてのケア等の種類ごとの実施回数以上の演習を実施した上で、修了評価基準を満たしていること。

ウ 実地研修：ア及びイを修了している者であって、別表第一（及び同第二）に示す各ケアの種類ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、修了評価基準を満たしていること。

4. 受講の手続き等

(1) 申込方法

各施設長等は、受講希望者毎に別紙1「喀痰吸引等研修 受講申込書」に必要事項を記入のうえ、県へお申込みください。

(2) 提出方法及び提出先

FAX、メール又は郵送

(3) 提出締切

平成30年7月31日(火)まで(必着)

(4) 受講決定方法

申込多数の場合は、入所者の状況等を勘案(別紙「注意事項」参照)し決定します。

受講が決定した方のみ、県からFAX又は電話にて連絡します。

5. 研修の費用

資料代(研修テキスト代及び演習時消耗品代)として受講者1人あたり2,000円を徴収します。また、受講者の旅費、食費等の経費は受講者(施設等)の負担とします。

6. その他

(1) 本研修の取扱い

本研修は「社会福祉士及び介護福祉士法」附則第4条第2項に規定されている都道府県が行う研修(喀痰吸引等研修)に該当し、本研修を修了した介護職員等は、同法施行規則附則第5条に規定された「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請を行うことができます。

(2) 科目免除の取扱いについて

本研修の受講前に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けている介護職員等においては、既に登録し実施可能な行為(種別)に該当する別表第一(及び同第二)の基本研修(演習)、及び実地研修については免除することができます。(基本研修(演習)受講前までに連絡してください。)

喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）受講申込書

平成30年 月 日

同一施設（事業所）からの申込者数 計		名中、優先順位		位	
ふりがな 氏名	印	男	生年月日（西暦）※記入日現在		
		女	19	年	月
連絡先（個人）	住所	（〒 - ）			
	TEL				
現在の勤務先	法人名	施設名			
	住所：（〒 - ）				
	TEL	FAX			
現在の勤務先 （種別） 該当するものに○	1. 特別養護老人ホーム 2. 介護老人保健施設 3. 有料老人ホーム 4. 訪問介護 5. 訪問入浴介護 6. 通所介護 7. 短期入所生活介護 8. 障害者（児）施設（具体的に ） 9. 特定施設入居者生活介護（具体的に ） 10. 地域密着型サービス（具体的に ）				
指導看護師確認 該当するものに○	1. 別紙2で講習の申し込みをしている（申込者氏名： ） 2. 指導看護師と確認済（指導看護師氏名： 、第 - 号）				

施設等入居者（利用者）等の状況

ケアの種類	施設（居宅）内等で、喀痰吸引等行為を必要とする入所者（利用者）数	左記の内、実地研修での協力が得られる（見込含む）入所者（利用者）数
口腔内の喀痰吸引	人	人
鼻腔内の喀痰吸引	人	人
気管カニューレ内部の喀痰吸引	人	人
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	人	人
経鼻経管栄養	人	人

※ ご記入いただきました内容は、本研修に関する手続きにのみ使用させていただきます。提出された文書については返却しませんので、予めご了承ください。

重要 受講申込にあたっての注意事項

1. 次ページ以降のチェックリストの内容を確認していただき、介護職員等が喀痰吸引等行為を行うことができる体制が確保される（見込み含む）ことを確認した上で、今回の「喀痰吸引等研修」及び「指導者講習伝達講習」の申込をしてください。（チェックリストの提出は不要です。）

※ 有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設においては、常勤の看護師の配置又は医療連携体制加算をとっていない場合は、同施設で実地研修は行えませんのでご注意ください。（実地研修に協力いただける施設等と調整したうえで申込をお願いします）

2. 同研修及び同講習の受講の際に、資料代（研修テキスト及び演習時消耗品代）として1人あたり「2,000円」を徴収します。
同研修及び同講習の1日目に会場で徴収しますので準備をお願いします。

3. 申込者多数の場合、下記項目を参照し受講者を決定しますのでご了承ください。
 - (1) 平成29年度までに県で実施した「指導者講習伝達講習」を受講した指導看護師が、人事異動や退職等により不在となり、実地研修が行えない状態となっている施設（事業所）からの「指導者講習伝達講習」申込を優先
 - (2) 県で実施した「介護職員等によるたんの吸引等実施のための研修（平成23年度）」、「喀痰吸引等研修（平成24・25・26・27・28・29年度）」、及び「指導者講習伝達講習」の受講者がいない施設（事業所）からの申込を優先（優先順位1位まで）
 - (3) 申込時点で、喀痰吸引等研修の実地研修について協力が得られる（見込み含む）入居者（利用者）が多い施設（事業所）からの申込を優先
 - (4) 同一施設（事業所）から複数の申込があった場合、優先順位上位の者から優先

4. 同一施設（事業所）からの申込者数について特に上限はありませんが、同一施設（事業所）から複数申し込む場合は、①受講申込書を申込者毎に1枚ずつ作成し、②優先順位（各申込書の上段に記入欄あり）を必ず記入してください。

★ 「喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）」のみ申し込む場合（看護師等が従事していない施設等）は、指導看護師を確保（昨年度までの「指導者講習伝達講習」を受講した指導看護師や、他の施設等で「指導者講習伝達講習」を申し込まれる看護師等と連絡調整していただき、同看護師等が実地研修時の指導看護師として指導してもらえることを確認し申込書に記載）した上で申込をしてください。

★ 「指導者講習伝達講習」とあわせて「喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）」を申し込む場合であっても、施設（事業所）に医療的ケアの必要性がある方が入所（利用）している等、原則、実地研修が可能な環境下にあることを確認した上で、申込をしてください。

5. 「指導者講習伝達講習」を受講される看護師等については、「喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）」の基本研修（演習）での講師をお願いする場合がありますので、その際にご協力をよろしくお願いします。

○指導者講習伝達講習

【日時、及び会場】

	対象	日時	場所
1日目	受講者全員 (A～Dグループ)	平成30年11月7日 12:50～	ながさき看護センター 4階大会議室 (諫早市永昌町23-6)
2日目 ※グループ演習等	A・Bグループ	平成30年11月8日 9:00～	
	C・Dグループ	平成30年11月8日 12:30～	

※グループについては、受講決定時にお知らせします。

【講習プログラム】

・1日目 12:50～

時間	講習内容	講師(敬称略)
12:20～	参加受付	
12:50～	開会・オリエンテーション(10分)	長崎県 長寿社会課
13:00～	講義1. 喀痰吸引等制度論(90分) ・制度の概要	
14:30～	休憩(10分)	
14:40～	講義2. 喀痰吸引等研修・総論(80分) ・研修事業の全体像と指導者講習の位置づけ ・指導の基本方針と指導方法について ・研修テキスト第1章～第5章の指導ポイント	
16:00～	休憩(10分)	
16:10～	講義3. 喀痰吸引等研修・各論Ⅰ(喀痰吸引概説、喀痰吸引実施手順解説①:講義60分) ・研修テキストの第6章～第7章の指導ポイント	
17:10～	休憩(10分)	
17:20～	講義4. 喀痰吸引等研修・各論Ⅱ(経管栄養概説、経管栄養実施手順解説①:講義60分) ・研修テキストの第8章～第9章の指導ポイント	
18:20		

・2日目(A・Bグループ) 9:00～

時間	講習内容	講師(敬称略)
8:30～	参加受付	
9:00～	【Aグループ:喀痰吸引】 講義5. 喀痰吸引等研修・各論Ⅲ(喀痰吸引実施手順解説②:喀痰吸引演習:70分) ・手順説明(10分)、グループ演習(50分)、まとめ(10分)	
	【Bグループ:経管栄養】 講義6. 喀痰吸引等研修・各論Ⅳ(経管栄養実施手順解説②:経管栄養演習:70分) ・手順説明(10分)、グループ演習(50分)、まとめ(10分)	
10:10～	休憩+移動(10分)	
10:20～	【Aグループ:経管栄養】 講義6. 喀痰吸引等研修・各論Ⅳ(経管栄養実施手順解説②:経管栄養演習:70分) ・手順説明(10分)、グループ演習(50分)、まとめ(10分)	
	【Bグループ:喀痰吸引】 講義5. 喀痰吸引等研修・各論Ⅲ(喀痰吸引実施手順解説②:喀痰吸引演習:70分) ・手順説明(10分)、グループ演習(50分)、まとめ(10分)	
11:30～	全体を通じての質疑応答・事務局からの連絡事項(10分)	

・2日目(C・Dグループ) 12:30～

時間	講習内容	講師(敬称略)
12:00～	参加受付	
12:30～	【Cグループ:喀痰吸引】 講義5. 喀痰吸引等研修・各論Ⅲ(喀痰吸引実施手順解説②:喀痰吸引演習:70分) ・手順説明(10分)、グループ演習(50分)、まとめ(10分)	
	【Dグループ:経管栄養】 講義6. 喀痰吸引等研修・各論Ⅳ(経管栄養実施手順解説②:経管栄養演習:70分) ・手順説明(10分)、グループ演習(50分)、まとめ(10分)	
13:40～	休憩+移動(10分)	
13:50～	【Cグループ:経管栄養】 講義6. 喀痰吸引等研修・各論Ⅳ(経管栄養実施手順解説②:経管栄養演習:70分) ・手順説明(10分)、グループ演習(50分)、まとめ(10分)	
	【Dグループ:喀痰吸引】 講義5. 喀痰吸引等研修・各論Ⅲ(喀痰吸引実施手順解説②:喀痰吸引演習:70分) ・手順説明(10分)、グループ演習(50分)、まとめ(10分)	
15:00～	全体を通じての質疑応答・事務局からの連絡事項(10分)	

平成30年度 指導者講習伝達講習 概要

1. 目的

介護職員等による喀痰吸引等の制度化に伴い、対象施設（事業所）及び居室において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成するのに必要となる、講師及び指導看護師を養成する。

2. 実施主体

長崎県

3. 講習内容

(1) 講習名：平成30年度 指導者講習伝達講習

(2) 対象者：以下の要件を満たす保健師、助産師、看護師（准看護師は含まない）であること。

- ① 県が開催する喀痰吸引等研修での講師として、及び、下記の施設等で指導看護師として、介護職員等に対して指導等を行うことが可能な者であること。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、特定施設入居者生活介護
障害者（児）施設等（医療施設を除く）
居宅サービス事業所（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護）
地域密着型サービス事業所他

- ② 保健師、助産師、看護師としての臨床等の実務経験を3年以上有していること。
③ 講習課程を修了する見込みがある者。

(3) 講習内容、期間及び会場 次ページのとおり

4. 受講の手続き等

(1) 申込方法

各施設長等は、受講希望者毎に、別紙2に必要事項を記載のうえ、県へお申込みください。

(2) 提出方法及び提出先

FAX、メール又は郵送

(3) 提出締切

平成30年7月31日（火）まで（必着）

(4) 受講決定方法

申込多数の場合は、入所者等の状況等を勘案（別紙「注意事項」参照）し決定します。

受講が決定した方のみ、県からFAX又は電話にて連絡します。

5. 講習の費用

資料代（研修テキスト代及び演習時消耗品代）として受講者1人あたり2,000円を徴収します。また、受講者の旅費、食費等の経費は受講者（施設等）の負担とします。

